

平成28年10月25日開催 地方裁判所委員会
「刑の一部執行猶予について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 高橋 順一（40 期）

去る10月25日に開催された第39回東京地方裁判所委員会のご報告です。まず、委員長だった貝阿彌前所長が定年退官したため、互選の結果、奥田正昭所長が新委員長に選任されました。今回のテーマは「刑の一部執行猶予」です。

◆ 刑の一部執行猶予について

刑事第1部園原敏彦判事から、次のような説明がありました。

本制度は、平成25年6月に法律が成立し、平成28年6月1日から施行された。法制審「被収容者人員適正化方策に関する部会」で検討され、当初は①刑事施設の過剰収容の解消と②犯罪者の再犯防止及び社会復帰促進のための方策がそのねらいであったが、その後過剰収容の問題が緩和されてきたため、②に重点が置かれた。②の観点から“施設内処遇と社会内処遇の連携”が最大の眼目となっている。

罪の重さに見合う刑罰が大原則で、本制度も刑の言渡しに新たな選択肢を加えるもので、刑罰を重くしたり軽くしたりするものではない。全部実刑では重すぎるが全部執行猶予では軽すぎるからその「中間刑」として一部執行猶予するというものではない。実刑の一部を取り出して、社会内処遇期間を作り直す制度である。

刑法上の制度は初入者（初めて刑務所に入所する者）を対象とし、特別法上の制度は薬物事犯を対象として前科による回数制限等はない。まず実刑相当であることが前提、次に再犯のおそれが認められること、さらに必要性（有用な社会内処遇が想定し得ること）及び相当性（その社会内処遇が当該被告人に実効的に実施し得ること）が認められなくてはならない。現在、社会内処遇が用意されているのは、薬物・性犯罪・暴力・飲酒運転の4種。被告人が暴力団員で、組を辞める意思がないと公言している場合、相当性が認められないことになる。

6月～9月末の4カ月間で東京地裁で一部執行猶予

判決は50件、うち刑法上のものが25件（全て裁量的保護観察付）、特別法上のものが25件（必要的保護観察付）だった。

◆ 主な意見

次のような意見が出ました。

- ・窃盗癖のクレプトマニアについてどのような社会内処遇があり得るのか。
- ・知的判断力に問題のある知的障害者については社会内処遇をどう判断するのか。
- ・控訴審での控訴理由・不利益変更禁止原則はどのように判断されるのか。
- ・刑事施設の過剰収容の解消の問題はどうなったのか。
- ・社会内処遇の実際の効果についての調査等はあるか。
- ・施設内処遇と社会内処遇の連携は、具体的にどのように実現されるのか。
- ・再犯防止・社会復帰促進は結構だが、それに乗れない者は結局どうなるのか。
- ・実際の社会復帰促進には保護司による部分が大きいのが、本制度が保護司の活動にどのような影響を及ぼすか。
- ・裁判官も社会内処遇の具体的な実態を良く理解しなければならないはずだが、そのような知見を拡げる取組みはどのようになされているか。
- ・裁判員裁判で刑の一部執行猶予判決を出す場合、裁判員への説明等はどうされるか。

◆ 今後の地裁委員会

今回は、平成29年2月16日午後3時30分～。テーマは「裁判所に来る身体障害者に対する対処について」。今回の委員会終了後、委員相互の意見交流を図るため、懇親会を開催することとなりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

※問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207